

明石市債権徴収計画（達成状況）

平成 30 年度

1 はじめに

このたび、平成 30 年度の決算がまとまりましたので「明石市債権の管理に関する条例施行規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度の徴収計画の達成状況を公表します。

2 平成 30 年度 具体的な取り組み

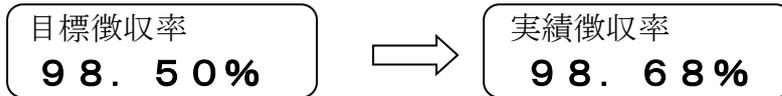
- ① 徴収率向上の基本として、現年度分の期限内完全収納、滞納となった場合の迅速な督促、催告を徹底し、次年度への滞納繰越しをさせないように取り組みます。
- ② 任期付弁護士職員の活用により、長期滞留事案の詳細を検討し、状況に応じて明渡し等請求訴訟の提起や支払督促の申立て、相続財産管理人選任の申立て、不動産競売申立てなどの法的回収手続きを積極的に行い、滞納債権を回収します。
- ③ 徹底した調査の結果、財産がないと判断される場合や、相続人が不存在の場合など、債権の回収が不可能で、かつ引き続き債権を管理することが合理的でなくなった事案については、適正な債権管理を図るため債権放棄を行います。

検証

- ① 市税、国民健康保険料などの各債権において迅速な督促、催告を実施しています。
特に市税の催告では、差押予告などの警告文を適宜文面に変更を加えて同封し、他の郵便物に埋もれることがないように封筒の色も変更するなど自主納付を強く促す工夫を行っています。また、新たな滞納を発生させないように現年度課税分に対して、税額などで優先順位をつけて財産調査を行い、集中的な債権差押を実施することで大きな効果をあげています。
これらの取り組みを他債権でも展開し、市債権のさらなる滞納解消に努めます。
- ② 自治体が強制的に滞納者の財産を調査し、差押え、回収できる自力執行権が無い債権については、滞納者の資力を把握しづらく、早期の滞納解消が困難な事案もあります。そのような中で、任期付弁護士職員との連携により、市営住宅使用料などにおいては、長期滞納者に対して明け渡し訴訟の提起などの民事訴訟手続きを行うなど徴収対策を着実に実施しています。
引き続き債権ごとに効果的な取り組みを検討し、適正な管理、措置に努めます。
- ③ 各債権において徹底した調査を行った上で、条例に定めた債権放棄の要件に基づき、適切に債権放棄を実施しています。

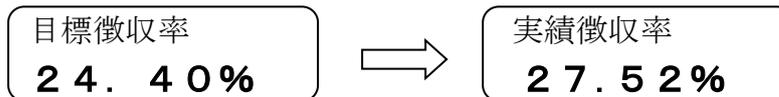
3 平成30年度 徴収率（企業会計分を除く）

① 現年度分（平成30年度に発生した債権）



検証 平成30年度の徴収率は98.68%で、目標を達成しました。前年度比でも0.22ポイント上昇しています。徴収未済の繰越額は約7億7,500万円で、前年度比で約1億700万円縮減しています。

② 滞納繰越分（平成29年度以前に発生した債権）



検証 平成30年度の徴収率は27.52%で、目標を達成しました。また前年度比でも3.21ポイント上昇しています。滞納繰越額も約20億1,500万円で、前年度比で約4億6,800万円縮減しています。

【参考】過去5年の徴収率及び滞納額の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30
現年徴収率 (%)	97.84	97.97	98.25	98.46	98.68
滞繰徴収率 (%)	22.81	24.18	25.18	24.31	27.52
現年度分繰越額 (千円)	1,224,835	1,143,412	1,010,497	882,576	775,172
滞納繰越分繰越額 (千円)	3,251,555	2,969,854	2,738,346	2,484,027	2,013,236
滞納繰越額合計 (千円)	4,476,390	4,113,266	3,748,843	3,366,603	2,788,408